

所得(収入)金額の種類 (申告書「1」および「2」)

所得金額は、あなたが令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に得た収入金額から必要な経費を差し引いたものです。あなたの所得がどの所得にあてはまるかは、次の説明をお読みください。

なお、営業所得、農業所得、不動産所得を申告される場合は、それぞれの所得の収支計算書を作成し、申告書と一緒に提出してください。

また、分離課税所得の申告が必要な方は、所得税の確定申告が必要な場合がありますので、別途お問い合わせください。

(申告記入欄) 所得の種類	A 収入金額	B 必要経費 C 特別控除額
(ア・①・裏面7) 営業所得 (その他事業所得含む)	卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、建築業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる収入金額を書きます。 医師、弁護士、作家、外交員などの事業から生ずる収入金額を書きます。	B 商品原価、租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、修繕費、消耗品費、減価償却費、雇人費などです。
(イ・②・裏面7) 農業所得	農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、家畜、家きんの飼育、わら加工品、その他これに類するもの、酪農品の生産などの事業から生ずる収入金額を書きます。	B 種苗費、肥料費、農薬費、飼料費、雇人費、および農具、牛馬、果樹などの減価償却費などです。
(ウ・③・裏面7) 不動産所得	地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金などの収入金額を書きます。	B 修繕費、減価償却費、火災保険料、固定資産税、借入金の利子などです。
(エ・④) 利子所得	公社債や預貯金の利子、投資信託や、貸付信託などの分配金の収入金額を書きます。	なし
(オ・⑤・裏面8) 配当所得	株式または出資金の配当金や協同組合などの剰余金の分配金です。 源泉分離課税を選択した配当所得も、市民税・県民税では、申告の必要があります。	B 株式を買ったり、出資するために借り入れた負債の利子に限りです。
(カ・⑥・裏面6) 給与所得	報酬、給料、賃金、歳費などの収入金額の合計額を書きます。	給与所得の計算方法については、【別表1】をご確認ください。
(キ・⑦) 公的年金等 雑所得	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの公的年金の収入金額を書きます。 ※遺族年金、障害年金等は除きます。	公的年金等に係る雑所得の計算方法については【別表2】をご確認ください。
(ク・ケ・⑧・⑨ 裏面9) その他雑所得	原稿料、印税、講演料、個人年金などの収入金額を書きます。	B 所得を得るために支払った用具購入費、交通費などです。
(コ・サ・⑩・ 裏面10) 総合課税の 譲渡所得	土地、建物以外の機械、器具、備品などの資産を譲渡して得た金額を書きます。 資産の所有期間により短期と長期に分かれます。	B 取得費および譲渡費です。 C 50万円(譲渡所得が50万円まではその金額)
(シ・⑪・裏面10) 一時所得	懸賞金品、競輪、競馬の払戻金や払込者本人が受ける満期生命保険金などの一時的な収入金額を書きます。	B その収入を得るために直接要した経費 C 50万円(所得額が50万円まではその金額)
(分離課税申告) 分離短期譲渡 分離長期譲渡	土地、土地の上にある権利、建物、建物の附属設備構造物を譲渡して得た収入金額を書きます。 資産の所有期間により短期と長期に分かれます。	B 取得費および譲渡費です。 C 譲渡の種類により、特別控除が定められています。
(分離課税申告) 山林所得	山林を伐採したり、立木のままで譲渡したことによって得た収入金額を書きます。	B 植林費、取得費、管理費、育成費、譲渡費などです。 C 50万円(所得額が50万円まではその金額)
(裏面11) 事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族(15歳未満を除く。)が原則として、1年を通じて6ヶ月を超える期間、事業にもつぱら従事した場合、次の(1)か(2)のうち、いずれか低いほうの金額が控除されます。ただし青色申告者以外の控除額です。 (1) 配偶者の場合は860,000円、配偶者以外の場合は500,000円 (2) (営業、農業、その他の事業、不動産のうち該当する所得の合計額) ÷ (事業専従者の数+1) ※ 専従者は、配偶者控除・配偶者特別控除や扶養控除の対象とすることはできません。	

※ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例が適用される方は、必要経費の最低保障があります。

※ 必要経費で、店舗併用住宅にかかる水道光熱費は、使用割合に応じ、家事分、業務分に按分します。

なお、下記のもの、必要経費に含まれません。

- ① 家事上の関連経費(生活費・家事分の水道光熱費など)
- ② 所得税・市県民税など
- ③ 罰金・税金の延滞金など

※ 遺族年金、障害年金、雇用保険、児童扶養手当などは、非課税の所得となります。

【別表1】給与所得の計算表

給与等の収入金額 A	給与所得金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円～ 1,618,999円	A - 550,000円	
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～ 1,799,999円	A ÷ 4 = B (千円未満切捨て)	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円		B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	
※8,500,000円～	A - 1,950,000円	

※給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- (1) 本人が特別障害者に該当する場合
- (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

◆所得金額調整控除

(給与等の収入額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円) × 0.1

【別表2】公的年金等に係る雑所得の計算表

生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得金額		
		公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超え2,000万円以下	2,000万円超え
昭和34年 1月2日 以降に 生まれた方 (65歳未満)	～1,299,999円	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円
昭和34年 1月1日 以前に 生まれた方 (65歳以上)	～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

※給与所得及び公的年金等に対する雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額(それぞれ10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

◆所得金額調整控除

(給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に対する雑所得(10万円超の場合は10万円)) - 10万円